

新訂 孟子全解

梁惠王上

一 見梁惠王章

孟子見^ル梁惠王^ヲ。王曰^ク。叟^シ不遠^シ千里而來^ル。亦將^ム有^{ント}以利^{スル}吾國^ヲ乎。孟子對^ヘ曰^ク。王何必^ゾ曰^{ハシ}利^ヲ。亦有^ル仁義^ニ而已^ニ矣^ハ。

【讀方】 孟子梁の惠王を見る。王の曰く、叟千里を遠しとせずして來る、亦將に以て吾が國を利することあらんとするか。孟子對へて曰く、王何を必ずしも利をいはん、亦仁義あるのみ。

【字義】 ①梁惠王 魏國の君であつたが、後年自ら王と稱して、大梁に都し、死んで惠と諡された人である。是の時王は自國を強盛にしようとし心掛けて、賢人を招聘することに努力した結果、孟子は梁に往つた。②叟 老人の稱である。即ち老先生の義。古は老人を尊敬する習慣があつたから、孟子を稱して叟といつたのである。年齡が惠王より長じて居ても、居なくても、そんなことに頓着して謂つたのではない。③利 國を富まし兵を強くするの類を

指す。●亦 他にいつた事に對して次に之に類似したことを擧げる時に使用するもの。此處では、當時富國強兵を計畫せる策士に對して使用したのだ。●仁義 いつくしみの心と、正しい行とのこと。

【釋義】孟子が梁に往つて惠王に謁見したら、王は非常に悦んで孟子に謂ふに『老先生は遙遠と郷から此の梁まで千里以上の距離があるものにも拘はらず、御入來下されたことは感謝の至りである。彼の策士が富國強兵を企てるやうに、老先生に於かれても、矢張り吾が國に向つて、利益を與へられるであらうか』と。そこで孟子が對へていふに『王は果して國を治める思召があるなら、どうして利益といふことを仰せられますか。こんなつまらない利益以外にも亦仁義といふ大切なものがあつて、仁義を除いては、外に何も申すべきものはありません。』

王曰^{ハヒ}三^ヲ何以利^ニ吾國^ニ。大夫曰^{ハヒ}三^ヲ何以利^ニ吾家^ニ。士庶人曰^{ハヒ}三^ヲ何以利^ニ吾身^ニ。上下交征^{リテ}利^ヲ。而國危^{カラシム}矣。萬乘之國^ニ。弑^{スル}其君^ヲ一^ハ者^ズ。必千乘之家^{ナリ}。千乘之國^ニ。弑^{スル}其君^ヲ一^ハ者^ズ。必百乘之家^{ナリ}。萬取^ニ千焉^ヲ。千取^ニ百焉^ヲ。不^レ爲^レ利^ヲ不^レ多^{カラ}矣。苟爲^{セバ}二^ニ後^ニ義^ヲ而先^ニ利^ヲ。不^レ奪^ハ不^レ壓^カ。

【讀方】王は何を以て吾が國を利せんと曰ひ、大夫は何を以て吾が家を利せんと曰ひ、士庶人は何を以て吾が身を利せんと曰はば、上下交利を征りて、國危からん。萬乘の國、其の君を弑する者は、必ず千乘の家なり。千乘の國、其の君を弑する者は、必ず百乘の家なり。萬に千を取り、千に百を取る。多からずと爲さず。苟も義を後にして利を先にするを爲せば、奪はずんば壓かず。

【字義】●大夫 卿の次位、士の上位に在る官名。●士庶人 士は四民、即ち士農工商の首位に在る者、庶人は一般の平民。●萬乘 車一臺を乗といふ。古代は戰爭をするに、車を使用し、兵車一臺は、甲士三人、步卒七十二人

で適當運用するを法則とする、故に領地の大小を兵車の數にて示し、萬乘を天子の畿内とし、千乘を諸侯、百乘を諸侯の大夫の領地とする規定となつて居たから、天子諸侯を換言して、萬乘といひ、千乘といつた。●千乘之家
天子の公卿。●百乘之家 諸侯の家老。●墜 満足すること。

【釋義】もし王が利益といふこと許りに苦心し、如何様なる方法で、自分の國に利益を與へようかといふことになると、下の者も一般に之に倣つて、大夫は如何様なる方法で、自分の家に利益を與へようかといひ、士や庶人は如何様なる方法で、自分の身に利益を與へようかといふやうになり、上は王から下は士庶人までが、銘銘に利益の取合ひをして、其の結果、國家は危機に迫つて來るのである。かうして上の者が利益を下の者に取ることを苦心すると、下の者も、利益を上を取ることを謀り、將來には、萬乘天子の國で、其の君(天子)を弑する者が出て來る様になるが、それをなすものは、必ず千乘の家(天子の公卿)の者が、此の弑逆をするであらう。又千乘諸侯の國で、其の君(諸侯)を弑する者が出て來る、それは必ず百乘の家(諸侯の家老)の者が、此の弑逆をするであらう。一體萬乘の國で、其の臣である公卿が千乘の領地を受け、千乘諸侯の國で、其の家老が百乘の領地を受けるといふことは、道理から考へて見て、決して少ないとはいへぬから、満足して好いのである。併しかりそめにも義といふ大切な事を後廻はしとして、利益を唯一の目的とすることとなると、各人本分を忘却して、君の領地全部を奪ひ取らねば満足が出来ぬ様になります。

【參考】元來周の制度では萬乘は天子、千乘は諸侯、百乘は大夫の兵車の數になつて居るから、朱子は之に従ひ、萬乘の國を天子とし、千乘の家を天子の公卿としたのであるが、孟子の時代は亂世で、大國の諸侯が小弱の國を併合した結果、諸侯でも兵車萬乘以上の常備軍を擁して居た。それゆゑ孟子の中では大諸侯は皆萬乘と稱してある。以三萬乘之國。伐三萬乘之國。不_レ受_二於萬乘之君_一。刺_二萬乘之君_一。萬乘之君行_二仁政_一。など、皆その例である。本文の萬乘も大國の諸侯を指すので、天子を謂ふのではない。萬乘之國弑_二其君_一者必千乘之家といふのは、萬乘大諸侯の國で其君を弑する者は、其國で千乘の領地を持つて居る家老(大諸侯の家老は從つて其領地が大きくて千乘ある)

で、千乘小諸侯の國で其君を弑する者は、其國で百乘の領地を持つて居る家老といふことである。

萬乘之國——千取百焉 朱注には天子の畿内は地方千里で兵車萬乘を出だし、諸侯は地方百里で兵車千乘を出だし、天子の領地千里に對し諸侯が百里の領地を有するは、君の領地の十分の一を得るといふも、方百里は方千里の百分の一にして十分の一にあらず。朱子が算法を誤りたるなり。諸侯の兵車千乘を出だす土地は、馬融は地方三百一十六里有奇となし、包咸は地方百里となす。二説皆本づく所あれど、馬融の説を以て正となす。朱子が包咸の説に従ひたるは可ならず。本文の萬取千焉は、君の兵車萬乘に對して臣は千乘を得君の兵車千乘に對して臣は百乘を得るといふ意にて、兵車の數が十分の一を得るを言ひ、領地の多寡に就きて言ふにあらず。朱子が天子・諸侯・大夫の領地の多寡を基礎として説を立てたるは非なり。此の問題に就き、深く研究せんとする人は、焦循著孟子正義の此の章の往を基礎として博渉すべし。因に漢文に常用する地方千里などの方は、土地を正方形にして其一邊を言ふ。面積にはあらず。

未^ダ有^ラ下^{ニシテ}仁^ヲ 而^{ツル}遺^ル其^ノ親^ヲ一^ハ者^ハ上^ニ也[。] 未^ダ有^ラ下^{ニシテ}義^ヲ 而^{ニスル}後^ニ其^ノ君^ヲ一^ハ者^ハ上^ニ也[。] 王^ハ亦^モ曰^フニ仁^ヲ義^ヲ一^ハ而^ニ已^ニ矣[。] 何^レ必^ズ曰^フ利^ヲ。

【置方】 未^イだ^ニ仁^ニにして其^ノ親^ヲを遺^スつる者^ハはあらず。未^イだ^ニ義^ニにして其^ノ君^ヲを後^ニにする者^ハはあざざるなり。王^ハも亦^モ仁^ヲ義^ヲを曰^フはんのみ。何^レぞ必^ズしも利^ヲを曰^フはん。

【字義】 遺 棄に同じ。「すてる」と訓む。

【釋義】 仁義は國家に利益がないやうに見えるが、實は此の仁義ほど必要なものはないのであります。古から今日まで、まだ仁愛の心のある者で、自己の親を忘れ棄てて、頓着しないものはなく、また義を重んずる人で、自己の

主君を輕忽にしたものはありません。仁義の大切なことは此の通りであります。古來聖賢の君は皆仁義を治國の本として居りますが、今日王も亦眞實に國家を治めようと思召すなら、仁義を唱導されて、各人に親を愛し君を敬させるのが必要です。どうして利益などといふ様なことをいつて、人人に弑逆篡奪の心を起させて好いでせうか」と。

二 王立於沼上章

孟子見^ル梁惠王^ヲ。王立^テ於沼上^ニ。顧^ミ鴻鴈麋鹿^ヲ。曰^ク。賢者亦樂^ム此^レ乎^ト。孟子對^ベ曰^ク。賢者^{ニシテ}而後樂^{シム}此^レ。不賢者雖^{ハモ}有^{リトシ}此^レ。不^レ樂^{シマ}也[。]

【讀方】 孟子梁の惠王を見る。王沼上に立ちて、鴻鴈麋鹿を顧て曰く、賢者も亦た此れを樂しむ乎と。孟子對へて曰く、賢者にして而して後に此れを樂む。不賢者は此れありと雖ども樂まざるなり。

【字義】 沼 空地に水の溜つて居る處、『いけ』。●鴻鴈麋鹿 麋の大なる者を鴻といひ、鹿の大なる者を麋といふ。

【釋義】 孟子が梁の惠王に拜謁した。其の時王はちやうど池の畔に立つて居られたが、四邊に居る鴻鴈や麋鹿を見廻はして、孟子に尋ねていふに『賢徳ある君は政事に努力して、些しも餘暇がない筈である。こんな鳥獸などに就いては、樂まないのが至當であらう』と。王は内心孟子に對して、恥しく思つた爲め、この問を出したのである。孟子對へていふに『賢君でこそ、樂むことが出来るのであります。何故なれば君に賢徳があるから、國氏は其の徳に懷いて、平和の氣分が、國內に漲る爲め、國君はこんな樂みを受ける事が出来るので、若しも不賢の君であつたなら、民心は離れて、國內は平穩でなく、こんな物があつても、どうして國君が樂しむことが出来ませうや』と。

【参考】賢者は賢君を謂ふ。孟子を指すといふ説あれども確かならず。

詩云。經^ニ始^ス靈臺^ヲ。經^レ之^ヲ營^ス之^ヲ。庶民^ム攻^レ之^ヲ。不^レ日^{ナラ}成^ス之^ヲ。經始^{スル}勿^レ亟^ニ。庶民^ノ子^ル來^ル。王^マ在^ニ靈囿^ニ。麋鹿^ノ攸^レ伏^ス。麋鹿^ノ濯濯^{アリ}。白鳥^ノ鶴鶴^{アリ}。王^マ在^ニ靈沼^ニ。於^チ物^ヲ魚躍^{ルト}。文王^ヲ以^テ民力^ノ爲^リ臺^ヲ爲^リ沼^ヲ。而民^ニ歡^ニ樂^ス之^ヲ。謂^フ其^ノ臺^ヲ曰^ク靈臺^ト。謂^フ其^ノ沼^ヲ曰^ク靈沼^ト。樂^{シム}其^ノ有^ル麋鹿^ノ魚鼈^ノ。古^ノ之^ノ人^ハ與^ニ民^ニ偕^ニ樂^ス。故^ニ能^ク樂^{シム}也[。]

【讀方】詩に云く、靈臺を経始す。之を経し之を營す。庶民之を攻む。日ならずして之を成す。經始すること亟かにすること勿れと。庶民のごとく来る。王靈囿に在ます。麋鹿の伏す攸ろ、麋鹿濯濯たり、白鳥鶴鶴たり。王靈沼に在ます。於物ちて魚躍ると。文王民の力を以て、臺を爲り沼を爲りて、民之を歡樂す。其の臺を謂ひて靈臺と曰ひ、其の沼を謂ひて靈沼と曰ふ。其の麋鹿魚鼈あるを樂む。古の人は、民と偕に樂む。故に能く樂むなり。

【字義】●詩 詩經大雅靈臺の篇中の語。●經營 經は工事の測量をすること。營は「いとなみつくる」こと。●不日 一日を経過せぬうち、即ち極めて早いこと。●子來 子が父の用向の爲に呼ばれないでもずんずんと来る。●囿 鳥獸を飼育する處。●麋 牝の鹿。●濯濯 肥えて光澤ある貌。●鶴鶴 眞白な貌。●於 歎美の辭。●物 充滿の義、魚が池に充滿するをいふ。

【釋義】今賢德ある人の樂みの例を擧げるならば、文王などの樂みこそ、眞の樂みといふ事が出来る。詩經の大雅篇中に「文王が始めて靈臺を作つた時、先づ經營して位地方向を正し、而して後人民が營作に従事したが、非常に

迅速に落成した。造營中に、文王は餘り人民を疲らせてはならぬと心配して、『左程に迅速にするに及ばぬ』と言はれたが人民の此の工事に従事しようとして来る者は、ちやうど子が父の用事に働くやうに、勇み進んで、少しも迷惑相な顔をする者もなかつた。臺はすでに落成して、其の下に圍があつたが、文王が或る時其の圍中に居ると、鹿や、鹿は人に馴れて居て、臥たままに驚くことをせず、其の上肥滿して毛色は光澤があり、白鳥は羽毛が眞白であつた。王が又靈沼の附近に居ると、魚が池中に充満して跳ね躍るのを見た』といつてある。一體文王は人民の勞力で、臺だの沼だのを作つて、人民は之を不平ともせず、反つて之を歡び樂しみ、臺を靈臺と名づけ、沼を靈沼と名づけて、神靈の加護によつて、かく速に落成したのを喜び、また臺の下には樂鹿が居り、池の中には魚鼈の居るのを樂んだのは、どういふ譯であらうか。古の人、即ち文王などは、平生人民を愛し養ひ、衣食に不自由のないやうにさせて、民と樂しみを同じくしたからである。

【參考】不_レ日成_レ之。趙岐や鄭玄などには不_レ設_二期日_一而成_レ之と説きて日限を定めぬ義とす。朱子は不_レ終_レ日也と説き、一日を經過せぬ義とす。詩經の終風や君子于役の詩には、不_レ日_一を同義に用ひてあれども、一日を終へざるうちに宮殿が落成するといふは、事情に適切ならず。嚴燁が不_レ日_一不_レ多_二日_一也といふが程かならん。勿_レ亟 文王が督促しないのを言ふ。詩人の言である。勿は「無」として看るべきである。(佐藤一齋)

湯誓曰。時_ニ日害_ニ喪_ニ予_一及_ニ女偕_ニ亡_ニ。民欲_ニ與_ニ之偕_ニ亡_ニ。雖_レ有_ニ臺池鳥獸_一。豈能_ニ獨樂_ニ哉_一。

【讀方】湯誓に曰く、時の日害か喪びん。予と女と偕に亡びんと。民之れと偕に亡びんと欲せば、臺池鳥獸ありと雖ども、豈に能く獨り樂まんや。

【字義】●湯誓 書經の篇の名。●時 「この」と訓む。●日 夏の桀王を指す。●害 「いつか」と訓む。

【譯】 反對に不賢の君であつたなら、到底樂みを受けられるものでない。彼の書經の湯誓篇に、人民は夏の桀王の暴虐を怨んで、かつて桀がいつた言葉に「自分の天下をたもつて居ることは、丁度禾に太陽があるやうなものだ。太陽が若しも滅亡することがあるならば、自分も其の時は滅亡するであらう。そうでなければ絶対に自分は滅亡することはない」と放言した言葉を借りて「是の太陽（桀）は何時になつたら滅亡するであらう。若し滅亡するなら、自分共は、寧ろ太陽と一緒に滅亡しても恨みに思はぬ」といつて、早く滅亡することを希望した文句が見えて居る。若しもかういふ状態であつたなら、どんなに立派な臺や池や、又は鳥獸があつたとて、人君はどうして獨りで之を樂しむことが出来ませうか」と。

【參考】 時日害——僭亡 漢の趙岐は「時日害亡。予與汝僭亡」と訓み、日の字を單に日と見て、今日桀は大に滅亡するであらう。予れ湯は汝民衆と協力して之を亡ぼさねばならぬと解釋して居るが、この見方は、無理の樣に見えぬ。

三 寡人之於國章

梁惠王曰。寡人之於國也。盡心焉耳矣。河內凶。則移其民於河東。移其粟於河內。河東凶。亦然。察鄰國之政。無如寡人之用。心者。鄰國之民不加之少。寡人之民不加之多。何也。

【讀方】 梁の惠王の曰く、寡人の國に於ける、心を盡すのみ。河内凶なれば、則ち其の民を河東に移し、其の粟を河内に移す。河東凶なるも亦然す。鄰國の政を察するに、寡人の心を用ゐるが如くなる者なし。鄰國の民少きを加へず。寡人の民多きを加へざるは何ぞや。

【字義】 ①寡人 諸侯の自稱 徳の寡い此方といふこと。 ②河内河東 俱に惠王の封内に在る土地。 ③凶 凶年。

●察 考察する。

【釋義】 梁の惠王が孟子にいはれるに、「自分が自國を治めることに就いては、心のあらん限りの誠意を盡して居るのである。其の一例は、河内地方が凶年で、米穀が不作である時は、其の土地の壯丁を河東に移住させて、衣食の道を憐じさせ、そして河東地方の米を河内の凶災地に移し、老幼の者で移住することが出来ないものに給與し、河東の凶年の時も、是れと同一の方法を執つて、専心一意人民を憫み、恩恵を加へて居るのである。處が鄰國の政治を觀察して見るに、自分が自國に心を用ゐる様に親切熱心を極めて居ない。それであるのに鄰國の人民は別に減少の程度を加へず、自分の人民は増加の程度を加へないのは、一體どういふ理由であらうか」と。

【參考】 盡心焉耳矣 盡心は用心と少し違ふ。盡心は誠意を盡くして餘蘊ないことで、用心は心を民政に用ゐることで、内外の差がある。焉耳矣は更に最善を盡くすことを見はす。趙注にも爲二懇至之辭一とある。

孟子對曰。王好戰。請以戰喻。填然鼓之。兵刃既接。棄甲曳兵而走。或百步而後止。或五十步而後止。以五十步笑百步。則何如。曰。不可。直不百步耳。是亦走也。曰。王如知此。則無望民之多也。於鄰國一也。

【讀方】 孟子對て曰く、王戰を好む。請ふ戰を以て喻へん。填然として之に鼓うち、兵刃既に接はる、甲を棄て兵を曳いて走る。或は百歩にして而して後に止まり、或は五十歩にして而して後に止る。五十歩を以て百歩を笑はば、則ち何如。曰く、不可なり。直々百歩ならざるのみ。是れも亦た走るなり。曰く、王如し此れを知らば、

すなはち民の鄰國より多からんことを望む勿れ。

【字義】

●填然 太鼓の鳴る音。進撃の時は太鼓を打ち、退却の時は鉦を鳴らすを、古代戦陣の法則とする。●棄

甲曳兵 甲冑をかなぐり棄て、刀槍を曳ずるのは、逃走するに便利な爲である。

【釋義】

そこで孟子が對へていふに『王は戦争を好まれるから、どうか戦争にたとへてお話を致しませう。戦機が

既に熟して、太鼓をどん／＼と打つて進撃の號令を發し、敵も味方も互に兵刃で切り結んで居る最中に、突然甲冑をかなぐり棄て、刃物を曳ずつて逃げ出した者があると假定して、一人は百歩許りで躡止り、一人は五十歩許りで躡止る者があつた時、五十歩だけ逃げた者が、百歩逃げた者に對して、『お前は卑怯な男である』と笑つたら、王はそれを何と思召されますか。笑ふ者は剛勇で、笑はれる者は卑怯でありませうか』と。王が『それは一方の者が之を笑ふ資格はない。但、百歩だけ逃げなかつた迄の事であつて、逃出したといふ點に於ては、同一である』と。孟子がいふに、『王が若しも此の道理を、御諒解になつて居るなら、王の人民が、特別に隣國の人民より増加するなどといふことを御希望なさらない方が宜しうございます。王の政治も隣國の政治も、要するに大同小異で、畢竟仁慈なる政治といふことに違反して居るのであります。』

不_レ違_ハ農時。穀不_レ可_ニ勝_テ食_フ也。數害不_レ入_ニ洿_ニ池_ニ。魚鼈不_レ可_ニ勝_テ食_フ也。斧斤以_レ時入_ニ山林_ニ。材

木不_レ可_ニ勝_テ用_フ也。穀與_ニ魚鼈_ニ不_レ可_ニ勝_テ食_フ。材木不_レ可_ニ勝_テ用_フ。是使_ニ民_ニ養_レ生_シ喪_レ死_シ無_レ憾_ミ王道之始也。

養_レ生_シ喪_レ死_シ無_レ憾_ミ王道之始也。

【讀方】

農の時を違はずんば、數害に食ふべからず、數害洿池に入らずんば、魚鼈に食ふべからず、斧斤時を以

て山林に入らば、材木勝て用ふべからず。穀と魚鼈と勝て食ふべからず、材木勝て用ふべからずんば、是れ民

をして生を養ひ死に喪して憾みなからしむるなり。生を養ひ死に喪して憾みなきは王道の始めなり。

【字義】 ●農時 農業に大切な時。即ち春は耕し、夏は耘り、秋に收穫するの三大時期。 ●不可勝食 食ふことが出来ぬほど多い。 ●散罾 目の細い魚を捕へる罾。 ●浚 土地の低下して居る處に、自然に水の溜つた場所。

●斧斤 大を斧と曰ひ、小を斤と曰ふ。俱に樹木を伐截する器。

【釋義】 王の移民策は、要するに小惠に過ぎません。こんなことで人民が増加するを希望しても、到底出来るものではありません。若しも人民の増加を希望されるなら、王道を行はねばなりません。王道の一端は先づ人民に衣食住の安定を與へることにあります。普通各國の君主は、人民を徵發して工事に従事させるに、時期といふものに頼着しないが、工事を興すも已むを得ぬ事として、農業には大切な時期があつて、春は田の上を犁ぎ返し、夏は稻の間に生える雜草を取除け、秋は五穀を收穫してこそ、始めて其の年の農務が完成するのであるから、人民を徵發使役されるは、農事に閒暇な冬季に於てする様にすれば、人民の收穫した五穀は、一年中食ひ盡されぬ程、豊富であらう。昔は目の細かい網で魚を捕獲することは禁止されてあつたが、其の規則は今日では廢棄されて、自由に捕獲もされるが、是は矢張り昔通り網の目は四寸以上の者でなくては、「みづたまり」又は池に入れることが出来ないやうにすると、魚や蟹の類は、人民が一年中食ひ盡されない程、澤山に蕃殖生息するであらう。斧斤を以て樹木を伐截するにも、木の葉の落ち盡した時期になつてから、伐り出す様にすると、材木は使用し盡くされない程、何日も潤澤にある様になります。かやうに五穀と魚類とは食ひ盡されない程豊富になり、材木は使用しきれない程潤澤なのは、詰り人民に、生存中は飲食（五穀魚蟹で）に不自由なく、住居（材木で）に困難なく、一旦死亡の曉は、棺槨（材木で）を製作することも出来て、一點も心に不足又は遺憾のない様にさせる譯であります、かういふ風に満足に一生を養ひ遺漏なく死者を弔ふことが出来て、遺憾がないといふことは、是れが王道と云つて、天下に君たる所の道の發端であります。

五畝之宅。樹之以桑。五十者可_レ以衣帛矣。雞豚狗彘之畜。無_レ失其時。七十者可_レ以食肉矣。百畝之田。勿_レ奪其時。數口之家。可_レ以無_レ飢矣。謹_ニ庠序之教_一。申_ニ之以_ニ孝悌之義_一。頒_ニ白者不_レ負_ニ戴_ニ於道路_一之矣。七十者。衣_レ帛食_レ肉。黎民不_レ飢不_レ寒。然而不_レ王_ニ者_一。未_ニ之有_一也。

【讀方】五畝の宅、之に樹うるに桑を以てせば、五十の者、以て帛を衣るべし。雞豚狗彘の畜ひ、其の時を失ふことなくば、七十の者、以て肉を食ふべし。百畝の田、其の時を奪ふことなくば、數口の家、以て飢うるることなかるべし。庠序の教を謹んで、之に申ぬるに孝悌の義を以てせば、頒白の者、道路に負戴せず、七十の者、帛を衣肉を食ひ、黎民飢えず寒えず、然り而して王たらざる者は、未だ之れあらざるなり。

田私	田私	田私
田私	田公	田私
田私	田私	田私

【字義】五畝之宅 周代の制は、土地は皆官有で、各農民に百畝宛の田地を給與して之を耕作させ、而して其の收穫は、總て農民が所有して、別に租税として官に差出すことをする必要がない。其の代りに八軒の農民は、百畝の官田を耕作する義務がある。

此の田地を井田といふ。井の字に似て居るから、此の名稱がある。換言すると、一區劃内に九百畝の田地があつて、周圍の八百畝は八軒の農夫に、官から給與されて銘銘之を耕作し、中間の百畝は、八軒の農夫が、協同して之を耕作して、租税に代へるのである。

五畝の宅とは、古來種種議論はあるが、朱子の注に據ると、之を二等分して、公田中に二畝半があり、井田から遙か離れた土地に村があつて、其處に住宅地として二畝半を與へられる。公田中に何故に二畝半宛を八軒の農夫に與へるかと云ふと、此の井田は一大平原に、條理整然として幾十井幾百井と區劃され、各人領有の田地と他人の田地との中間には溝渠が縦横に設けられるといふ、大規模のものであるから、日本内地の制のやうに、家があつたり、

又は田があつたりするなどといふことは、到底出来ぬのである。故に住宅地は別の處に設けるが、併し農業の多忙な時に、一、二遠隔の地から往來するのは、誠に困難な事であるから、公田中に二畝半宛を與へて置いて、農業多忙の折には、此處に宿泊するやうにしたのである」と云つてある。●五十―衣の帛 微賤の者の衣服は、麻か絹といふ毛織りのあらひ布を衣る規則であるが、五十歳以上になると、身體が衰弱して、麻や絹などでは寒氣を凌ぐことが出来ないから、特別に帛を衣るのである。●鷄豚狗彘 豚は子家、彘は仇家、狗は番犬、獵犬、食用犬の三種あるが此處は食用のものを指す。●時 子を孕み、又は哺乳の時期。●七十―食の肉 七十歳以上でなければ、毎日肉を食ふことは出来ない習慣であつた。●庠序 庠も序も俱に地方に在る學校の名。●申 くりかへしくりかへしすること。●孝悌 善く父母に事へるを孝といひ、善く兄長に事へるを悌といふ。●頑白 白髪交りの老人。●負戴 背に負ひ頭に戴いて物を運ぶ。●黎民 黎は黒きこと、即ち頭髮の黒いことで多數の人民のことをいふ。

【釋義】 併し方法が完全でなければ、切角民を養ふといふ事だけをして、永久に之を治めて往く譯にはいかないのである。そこで其の方法としては、井田の法により、一夫に百畝の田地を與へ、又た二畝半宛合計五畝の住宅地を附與し、其の周圍に桑を栽培させて置くと、五十歳以上の者は、平日でも帛の衣服を着ることが出来る。鷄豚狗彘の家畜を飼つて、其の生育蕃殖の時期を失はないやうにしていくと、七十歳以上の者は、日月肉食に満腹することとが出来る。又た百畝の田地を耕作させるに、農業に最も大切な季節をば、君主たる者が之を奪つて、土木の工事等に使役することを控へるやうにすると、一家五六人の者共は、食物に不自由なく飢餓の心配などはありません。此の通り衣食に缺乏がないやうにしてやつた上は、之を教育する必要がある。そこで庠とか序とかいつて地方にある學校では、聖賢の道を謹み示し、取り分け親に學に、兄長に悌なる道を丁寧にくりかへし／＼て説き示すやうにすると、白髪交りの老人が、道路を歩行する時に、荷物を負つたり頭に戴いたりする者は絶對になくなつて、皆壯年の者が之に代る様になり、教育の効果が實現して來ます。かやうに七十歳以上の者は、帛を衣、肉を食つて、安穩に餘生を送り、少壯者は飢寒に苦しまない様になれば、全く教育と生養との二つの道が成就したのであり、且

つ王道は成就したのである。こうなると天下の人は、蟻が甘い物に集るやうに、歸服來向して來て、終には天下に王となるのである。こんなにしても王となることが出来ないなどといふことは、絶対にないのであります。民を移し、粟を移す程の小惠は、殆ど齒牙にかける程の價值もありません。

【參考】朱子は五畝之宅。一夫所受。二畝半在田。二畝半在邑。と云つて五畝の宅を田地と宅地とに二畝半づゝあることにしてある。これは班固の食貨志以來、孟子の趙岐注も之に従つてゐるが、非なり。宅地は全く居村の方にあつて、田地の方でない。農業の忙しい時になると、小屋を井田の中に結び、其中に止宿して農業の便利を圖る。詩經に中田有廬とあるは即ち是である。然し是は五畝の宅とは違ふ。

黎は衆の意で、黎民はひろく民庶をいふ。(佐藤一齋)

狗彘食^{ヘドモ}人食^{ノヲ}。而不^レ知^ラ檢^{スルヲチ}。塗有^ニ餓^ニ殍^ニ。而不^レ知^ラ發^{クヲ}。人死^{スレバ}。則^チ曰^フニ非^ズ我^レ也^ト。歲也^ト。是^レ何^ゾ異^{ナラ}三^ニ於^ニ刺^{シテ}人^ヲ而^{シテ}殺^{シテ}之^ヲ曰^フニ非^ズ我^レ也^ト。兵也^ト。王無^シ罪^ヲ。斯^ニ天下^ニ之^ノ民^ヲ至^{ラン}焉^ニ。

【讀方】狗彘人の食を食へども、檢することを知らず。塗に餓殍あれども、發くことを知らず。人死すれば則ち我れにあらざ歲なりと曰ふ。是れ何ぞ人を刺して之を殺して、我れにあらず、兵なりと曰ふに異ならん。王歲を罪するることなくんば、斯に天下の民至らん。

【字義】●檢 法律規則で節制すること。●餓殍 餓死の人なり。●發 米倉を發いて、米を人民に施すること。

●歲 凶年飢饉。

【釋義】然るに王に於ては、狗彘などの家畜を飼育して、それには人民から徵收した租税で、美食を惜氣もなく與へるから、狗彘が人の食を奪つて食ふに均しいのに、些しも檢束節制することをされず、道路に餓えて居る人、又

は餓死の人があつても、米倉を發いて賑恤することもされず、もしも人民が餓死する様な場合には、自己に就いて反省することなく、一概に自分の行爲が悪いのではない、凶年の結果で致し方がないと認められて居るといふことは丁度刀か槍で人を突き殺して置いて、自分がしたのではない、刃物切物が殺したのだといふのと同じであります。故に王に於かれては、罪を凶年に歸せられず、銳意努力して王政を行はれたら、それこそ天下一般の人民は、悉く此の國に來歸致しませう」と。

四 寡人願安承教章

梁惠王曰寡人願安承教。孟子對曰。殺人以梃與刃。有以異乎。曰。無以異也。以刃與政有以異乎。曰。無以異也。曰。庖有肥肉。廐有肥馬。民有飢色。野有餓殍。此率獸而食人也。獸相食。且人惡之。爲民父母。行不免於率獸而食人。惡在三。其爲民父母也。仲尼曰。始作俑者。其無後乎。爲其象人而用之也。如之何。其使斯民飢而死也。

【讀方】梁の惠王の曰く、寡人願はくば安んじて教を承けん。孟子對へて曰く、人を殺すに梃を以てすると刃とは以て異なること有りや。曰く、以て異なることなし。刃を以てすると政とは、以て異なることありや。曰く、以て異なることなし。曰く庖に肥肉あり、廐に肥馬あり、民に飢色あり、野に餓殍あり。此れ獸を率ゐて人を食しむる

なり。獸相ひ食む、且つ人之を惡む。民の父母と爲りて政を行うて、獸を率めて人を食しむることを免かれず。惡んぞ其の民の父母たるに在らん。仲尼の曰く、始めて師を作る者は、其れ後なからんか、其の人に象つて之を用ふるが爲めなり。之を如何ぞ其れ斯の民をして飢ゑて死せしめんやと。

【字義】 ●安承^{やすう}教^{きやう} 心を落附けて教を承けたい。 ●挺^{てい} 棍棒。 ●庖^ほ 料理場。 ●仲尼^{ちゆうに} 孔子の字。 ●備^び 古代の

葬式には、草を束ねて人形として死者の棺中に入れて葬る、之を芻靈といつて居たが、中古となつてから備といふ者を用ゐるやうになつた。備は人の形をして居て、機械仕掛けで活動するもの。 ●後^ご 後繼者をいふ。

【釋義】 梁の惠王は前章の孟子の言葉に就いて、深く心に感ずることがあつた結果、改めて孟子に向つて『小惡の無益な事、王道の行なはねばならぬ事、一一諒解しました。此の上どうぞ十分に訓誨を願ひ度い、自分は心を安んじて教を承けますから』と。孟子對へて曰ふに『先づ承はり度い事は、人を殺すに棍棒の様なもので撃り殺すのと刃物で殺すのと、殺すのに相違がありませうか』と。王は答へて『相違はない、殺すといふ點に於ては同一である』と。孟子が『そんならば刃物で殺すのと、政事で殺すのと、相違がありますか』と。王は答へて『矢張り相違はない』と答へられた。そこで孟子は王の料理場には肥えたる獸肉が澤山用意され、馬屋には肥えた馬が澤山飼育されてゐるに反して、人民は皆飢餓の顔色をして居り、田野には飢餓の人や、餓死の者があるといふのはどういふ譯でありませう。極端に言ふと苛酷な租税を人民から徴收して、それで禽獸を飼育して居るのでありますから、つまり獸を引連れて來て、人民を喰はせて居るといつて、差支へありません。獸が互に喰合つて居てさへ、人は之を見てその殘酷なのを惡むのに、現在人民の父母ともなつて居ながら、政事を行ふのに、獸を引連れて人民を喰はせるといふ様な行爲を免れないでは、どうして人民の父母などと云ふことが出来ませうか。孔子が或時いはれるに、『あの備といふ者を、最初考案した者は、其の身の罪によつて、子孫は斷絶するであらう』と。是は餘り人間に似たものを製作して、殉葬させることが、如何にも殘酷であるのを惡まれて、かくは言はれたのであります。備を作つたの